

入札時に提出していただくもの

☐ 入札書（必ず入札書提出用封筒に入れて封入してください）

☐ 陳述書

入札書提出用封筒

（小封筒）

入札書在中

⇒ 入札書のみ封入し、糊付してください。

返信用封筒

（中封筒）

石
狩
市
財
政
部
納
税
課

行

特定記録

⇒ 返信用の中封筒に同封するもの
「入札書提出用封筒」
「陳述書」

公 売 財 産 入 札 書

令和 年 月 日

石狩市長 殿

入札者	住 所 (所在地)	〒 —									
	氏 名 (名 称)	(フリガナ)						電 話 番 号			
								(自宅・事務所)			
								(携帯)			
代理人	住 所 (所在地)	〒 —									
	氏 名 (名 称)	(フリガナ)						電 話 番 号			
								(自宅・事務所)			
								(携帯)			

石狩市公告第 号に基づいて、下記のとおり入札します。

記

売 却 区 分 番 号	1								
入 札 価 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

☐ 買受人となった場合の適格請求書（インボイス）の交付希望
（希望するときは、左の□内にチェックを入れてください。）

入札に当たっての注意事項

- 1 入札書は、入札を行う売却区分番号ごとに、それぞれ作成してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出してください。
- 4 入札価額は公売財産の見積価額以上の価額を記載してください。
また、アラビア数字で明確に記載し、入札価額の頭部には、「¥」を記載してください。
- 5 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
- 6 書き損じたときは、訂正をしないで新しい入札書を作成してください。
- 7 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることができません。
また、同一人が同一の公売財産について2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効なものとなります。
- 8 適格請求書が交付できる財産については、公売公告に適格請求書を交付できる旨の記載がありますので、当該記載がない場合には、上記のチェックを入れても適格請求書は交付できません。

公 売 財 産 入 札 書

令和 年 月 日

石狩市長 殿

入札者	住 所 (所在地)	〒 0 6 1 — 3 2 9 2 石狩市花川北6条1丁目30番地2 個人の場合は、住民票上の住所 法人の場合は、商業登記簿上の所在地	
	氏 名 (名称)	(フリガナ)	電 話 番 号
		株式会社 ○○商事 代表取締役 ○○○○	(自宅・事務所) (携帯)
代理人	住 所 (所在地)	〒 —	
	氏 名 (名称)	(フリガナ)	電 話 番 号
			(自宅・事務所) (携帯)

石狩市公告第 ○○ 号に基づいて、下記のとおり入札します。

↑
公告の番号を記載

記

売 却 区 分 番 号	1								
入 札 価 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	1	0	0	0	0	0	0	0

☐ 買受人となった場合の適格請求書（インボイス）の交付希望
（希望するときは、左の□内にチェックを入れてください。）

入札に当たっての注意事項

- 入札書は、入札を行う売却区分番号ごとに、それぞれ作成してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出してください。
- 入札価額は公売財産の見積価額以上の価額を記載してください。
また、アラビア数字で明確に記載し、入札価額の頭部には、「¥」を記載してください。
- 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
- 書き損じたときは、訂正をしないで新しい入札書を作成してください。
- 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることができません。
また、同一人が同一の公売財産について2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効なものとなります。
- 適格請求書が交付できる財産については、公売公告に適格請求書を交付できる旨の記載がありますので、当該記載がない場合には、上記のチェックを入れても適格請求書は交付できません。

陳 述 書（個人用）

石狩市長 殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☐ 私は、暴力団員等ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

☐ 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

区分番号		陳述書作成日	令和	年	月	日
入札者（買受申込者）	住 所	〒 ー				
	(フリガナ)	電話番号 ()				
	氏 名					
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性		

【注意事項】

- 本様式は、入札者（買受申込者）が個人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（国税徴収法第189条）。

陳 述 書（法人用）

石狩市長 殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☐ 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

☐ 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐ 自己の計算において当法人に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

区分番号		陳述書作成日	令和 年 月 日
入 札 者 （ 買 受 申 込 者 ）	法人所在地	〒 ー	
		電話番号 （ ）	
	（フリガナ）		
	法人名称		
	代表者氏名		
	役 員	陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」のとおり	

【注意事項】

- 本様式は、入札者（買受申込者）が法人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（売却区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を併せて提出してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（国税徴収法第189条）。

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性
2	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性
3	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性
4	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性
5	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性

【注意事項】

- 1 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

【陳述書提出に当たってのご注意】

提出書類

- ◎ 個人名で入札する場合
 - 陳述書（個人用）

- ◎ 法人名で入札する場合
 - 陳述書（法人用）
 - 入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項
 - 商業登記簿謄本

- ◎ 次の指定許認可等を受けている事業者については、免許書等の写しを添付してください。
 - 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて事業を行っている者
 - 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条の許可を受けて事業を行っている者

入札書提出用封筒（期間入札の方法による公売用）

入札書提出用封筒は、期間入札による公売に付された公売財産に対し提出された入札書を、開封までの間、保管・封入しておくために使用します。

また、入札者が直接提出される場合、郵送等により送付される場合を問わず使用しますので、適宜の封筒に貼付の上、提出してください。

なお、入札書提出用封筒に封入できる入札書は一通のみですので、複数の公売財産に対し入札される場合は、公売財産ごとに、入札書を入札書提出用封筒に封入してください。

外側の実線を切り取って、
ご使用ください。



入札書提出用封筒受領証 (No.)	
入札を行う公売財産の 売却区分番号	
開 札 日 時	令和 年 月 日
	午前 時 分

收受印

----- 折 り 線 -----

收受印

(No.)

入札を行う公売財産 の売却区分番号	
開 札 日 時	令和 年 月 日
	午前 9 時 30 分

入 札 書 在 中

**開
封
厳
禁**

注意事項

- この封筒には、入札書以外は入れないでください。
- 公売保証金の納付が必要な場合は、公売保証金を納付した後に入札書を提出してください。

この部分の裏面は、のり
付けしないでください。

この部分の裏面をのり付け
し、適宜の封筒に貼付して
ください。

なお、貼付した封筒は、
必ず封をしたうえで、提
出してください。

送付用封筒（期間入札の方法による公売用）

送付用封筒は、期間入札による公売に付された公売財産に対する入札関係書類（入札書提出用封筒）を郵送又は信書便により提出する場合にご利用ください。

郵送で入札書を送付される場合は、重要書類ですので、**書留、簡易書留、配達記録等**を利用されることをお勧めします。

外側の実線を切り取って、裏面をのり付けし、適宜の封筒に貼付してご使用ください。

（おもて）

0	6	1	—	3	2	9	2
石狩市役所							
財政部納税課							
行							
石狩市花川北六条一丁目30番地2							
公売関係書類在中							

（うら）

提出していただくもの	
共通	確認書 類 名
	入札書
	（必ず入札書提出用封筒に封入してください。）
法人	（公売不動産の入札の場合）
	暴力団員等に該当しない旨の陳述書
代理人	（陳述書に法人の記載がある場合）
	法人の役員を証する書面
許認可	（例：商業登記簿に係る登記事項証明書等）
	（代理人が入札する場合）
農地	委任状
	（公売不動産の入札者が次の事業者の場合）
買受的確認書	宅地建物取引業の免許証の写し
	債権管理回収業の許可書の写し
（公売財産が農地の場合）	
買受的確認書	
上記「提出していただくもの」を同封の上、送付してください。	
封入した書類にチェックしてください。	
【差出人】	
（住所）〒	
（氏名又は名称）	
連絡先Tel	
現金・小切手の同封厳禁！	